

司法試験 環境法 平成29年 第1問

問題文

Aは、平成20年4月1日、S県所在の甲土地を所有者のBから、同年7月1日、甲土地に隣接する乙土地を所有者のCから、それぞれ購入した。

この場合において、以下の各設問に答えよ。

〔設問1〕

AとBは、甲土地の売買契約（以下「甲売買契約」という。）において、下記条項のとおり合意していたことから、Aは、甲土地について、その購入後、土壤汚染対策法（以下、単に「法」という。）第2条第2項にいう土壤汚染状況調査と同等の土壤汚染調査を行った。その結果、同条第1項にいう特定有害物質であるPについて、法第6条第1項第1号に規定する環境省令で定める基準に適合しないことが判明したため、Aは、Bに対し、平成22年6月1日、甲売買契約第10条第2項に基づき、甲土地の汚染対策費用の支払を求める訴えを提起するに至った。

Bとしては、Pが自然由来物質であることから、甲売買契約第10条第2項にいう汚染対策費用を負担すべき場合に当たらないと考えている。

なお、法は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年4月24日法律第23号）により改正され、平成22年4月1日に施行されているところ、同改正に際して、環境省水・大気環境局長から【資料】の通知が発出されている。また、Pは、甲売買契約締結時、既に法第2条第1項にいう特定有害物質であった。

以上の場合において、AのBに対する甲土地の汚染対策費用の支払請求が認められるかについて、想定できるAの主張とBの反論を説明した上で、論ぜよ。

【甲売買契約の関係条項】

第10条 本物件には、土壤汚染対策法第3条第1項が定める有害物質使用特定施設に係る工場でないものが設置されていたため、売主は、同工場由来の土壤汚染が存在し得ないことを理由に、土壤汚染の調査を行わず、土壤汚染の調査は、買主の負担により実施するものとする。

2 土壤汚染調査の結果、環境省の指定基準に適合しない土壤汚染があった場合、買主は汚染の態様及び範囲並びに汚染対策の方法及び費用を売主に明示し、売主は汚染対策費用を買主に支払うものとし、買主は自ら汚染対策を行うものとする。

【資料】

○ 環境省水・大気環境局長発都道府県知事・政令市長宛

「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成22年3月5日環水大土発第100305002号）（抜粋）

旧法〔注：平成21年法律第23号による改正前の土壤汚染対策法〕においては、「土壤汚染」は、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する、人

の活動に伴って生ずる土壤の汚染に限定されるものであり、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤をその対象としていなかったところである。しかしながら、法〔注：平成21年法律第23号による改正後の土壤汚染対策法〕第4章において、汚染土壤（法第16条第1項の汚染土壤をいう。以下同じ。）の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと並びにかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤をそれ以外の汚染された土壤と区別する理由がないことから、同章の規制を適用するため、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤を法の対象とすることとする。

〔設問2〕

Aは、乙土地を購入後、当面、駐車場として一般の利用に供していたところ、駐車場利用者からS県職員に対して乙土地で異臭がするとの通報があった。そこで、S県知事は、法第5条第1項に基づき、乙土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、Xに対し、指定調査機関に調査をさせて、その結果を報告すべきことを命じた。当該土壤汚染状況調査の結果、乙土地の土壤において、法第2条第1項に規定する特定有害物質であるQについて、法第6条第1項第1号に規定する環境省令で定める基準に適合しないことが判明した。

これを受けて、Aは、Cに対し、乙土地の売買契約を解除する旨の意思表示をしたが、土壤汚染の除去措置等を回避したいCは、解除は無効であるとして争い、AとCとの間で乙土地の所有権の帰属をめぐる訴訟が係属するに至った。

- (1) 乙土地について、人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、AもCも何ら対策を採らない場合、S県知事は、その被害を未然に防止するため、法に基づいてどのような措置を採ることができるか。
- (2) S県は、AとCの間の上記訴訟において、乙土地の所有権がCに帰属する旨の判決が確定した後、Cに対し、(1)の措置に要した費用として当該費用相当額の支払を請求した。ところが、S県が請求した費用のうちには、第三者が乙土地に不適法に埋めた産業廃棄物の処理費用が含まれていたため、Cは、これについては、自分が負担する理由がないとして、S県の請求を争った。このCの主張の当否について場合を分けて論ぜよ。

第1 全体について

本問は、土壤汚染対策法（以下、土対法）の行政解釈の変更も踏まえて、土地売買契約書の文言解釈を売主・買主それぞれの立場から行い（設問1）、それが実行されない場合の対抗手段（簡易代執行）や廃棄物処理法との関連を問う（設問2）など、非常に実務的な問題である。そして、売主・買主で争うという意味では、環境訴訟分野に近いが、土対法の行政解釈の変遷を踏まえる必要があるという意味では、法政策分野ともいえる出題である。

司法試験環境法では、民法は不法行為分野から出題されることが多いが、本問のように契約法分野も出題されうる。その際、土対法関連では、土壤汚染という瑕疵のある土地の取引が問題となることが多いため、民法の瑕疵担保責任（契約不適合責任）が問題となることが多いといえるが、本問のように契約（書）の解釈が問題となる場合は、民法の条文よりも契約書の条文の方が優先適用になる（ただし、民法90条のような強行法規は除く）という原則を忘れてはならない。本問でも、土壤汚染→土地の瑕疵という思考から、答案で瑕疵担保責任（契約不適合責任）を展開するようなミスをしてはならない。

なお、土地の売買契約書においては、この土壤汚染の対策費用（調査費用や汚染が発覚した場合の回復費用等）を売主・買主のどちらが負担するかで揉めることが多い（筆者は不動産会社の法務部員として働いた経験があるため、そのときの実感として）。その際、両社で平行線になった場合は、力関係で押し切るか（押し切られるか）、力関係が拮抗する場合は「（問題が生じた場合は）甲乙協議の上決定」などの文言でお茶を濁す（問題先送りにする）ことが多かったが、環境法選択者であれば、本問で学んだ知識を駆使して自社に有利な結論になるよう努めるべきである。

このように、環境法は、企業法務においても、重要な法分野の一つである。司法試験合格後、企業法務（特に不動産や廃棄物処理などの静脈物流分野）をも扱う弁護士になりたいのであれば、労働、倒産、経済、知財などと並んで、環境法も忘れてはならない。

第2 設問1について

本問は、汚染対策費用の負担をめぐるA B間の争いについて論ずる（甲論乙駁）だけでなく、その論争を踏まえて自らの結論（裁判でいうと判決）まで論述する必要がある点に、まず注意を要する。そこで、A Bそれぞれの主張の結論とその根拠を一通り述べた上で、自らがどちらの立場に立つのかを決める必要がある。本問の場合、A Bどちらの根拠にも（同じくらい）説得力があるため迷うところではあるが、だからといって、どっちつかずの論述をしてしまうと得点が伸びないので、決断をする必要がある。そして、その決断した立場に立って、まずは相手方の主張について「確かに～である」と採り上げた上で、それに続いて「しかし、～であるし、～でもあるから、（自説の結論が正しい）」という流れで

論述するのが、読み手（採点者）の印象がよい（これも答案作成テクニックの一つである）。

このような答案作成のフレーム（枠組み）さえ間違わなければ、あとはその枠組みの中を埋めていく作業となる。答案例では、買主（A）が汚染対策費用を負担すべきという結論に立って、「確かに、土対法1条の目的に照らせば、本件契約文言の解釈においても、汚染物質が自然由来の場合をも含むと解すべきかに思える。しかし、環境基本法の土壌汚染の定義や汚染者支払原則（PPP）の趣旨、さらには行政解釈の非終局性に鑑みれば、自然由来の汚染物質は含まれないと解すべき……」という流れで答案を論述している。流れの良さを意識して作成した答案例であるので、ぜひ参照してほしい。

第3 設問2について

1 小問(1)

本問は、土対法に基づく対策が適切に行われない場合に、同法の簡易代執行制度について気付けるか（六法から探し出せるか）が鍵となる問題である。それさえ気付けば（探し出せれば）、あとは（前提として同法6条の要措置区域の指定を摘示した上で）、簡易代執行の根拠条文（出題当時は土対法7条5項→現10項）から関連文言（「過失がなくて当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるとき」）を抜粋しつつ、それに本問の事実をあてはめていけばよいことになる。

2 小問(2)

本問は、問題文自体に「場合を分けて」との指示が出ているから、まずは大きく、①本件産廃が土壌汚染の原因となっていた場合と、②なっていなかった場合に分け、①はさらに、本件産廃を本件土地に不法投棄した者（問題文でいうと「第三者」）が明らかな場合と不明な場合とに分けて論じる必要がある（このような適切な場合分け、すなわち適切な問題分析ができるかが本問の鍵である）。このような適切な場合分けさえできれば、あとは、土対法の状態責任の原則（同法7条1項本文）とその例外にあたる原因者負担（同法7条1項但書、8条1項本文）、廃棄物処理法の原因者負担の原則（同法16条、19条の5第1項1号）という考え方に沿って論述を進めれば、自ずと合格ラインの答案を作成できるであろう。具体的な論述は答案例を参照してほしい。

なお、建物を建設するため土地を掘削したら、土中から産廃が出てくるという事態は（数年前に社会問題になった森友学園の例を引くまでもなく）実務上しばしば発生する。この場合は、土対法と廃棄物処理法の適用関係が問題となる。このような見地からも、本問は、非常に実務的な問題（特に企業法務の観点において）といえる。

以上

〔第1問〕

第1問は、実務上、提起され得る土壤汚染対策法の解釈・運用について分野横断的な視点から問うものである。土壤汚染対策の費用負担に関する適切な制度設計及び解釈・運用は、関係当事者間の正義・衡平と土壤汚染の迅速・効果的な対策を促進することになる。

〔設問1〕は、売買契約の解釈を通して、土壤汚染対策法上、自然由来の土壤汚染がどのように位置付けられているかを尋ねている。これにより、本設問における土壤汚染対策の費用負担者が異なることになる。

自然由来の土壤汚染につき、【資料】通知によれば、平成21年改正前土壤汚染対策法は、その対象としていなかったが、平成21年改正後土壤汚染対策法は、これを対象とすることとなった（行政解釈の変更）。これについて、法律の解釈に関する終局的な判断は、裁判所に委ねられているが、設問の場合、「環境省の指定基準に適合しない土壤汚染」（甲売買契約第10条第2項）との契約上の文言の解釈が問題となっている。そして、契約文言の意義は、契約当事者の意思表示の合理的解釈によって決まるから、その合理的解釈の中で、自然由来の土壤汚染が、甲売買契約の上記条項における「土壤汚染」に含まれるかを論じることになる。

本設問では、この点について、【資料】通知を参考にして、理由を付したAの主張とBの反論を記述した上で、それぞれの評価を行うことが求められている。

想定できるAの主張は、Bによる対策費用負担を求める理由として、（人の健康被害の未然防止という）土壤汚染対策法の趣旨目的から、改正法前後にかかわらず、自然由来物質は、同法令の規制対象物質である限り、そもそも同法の規制対象に含まれており、甲売買契約第10条第2項にいう「土壤汚染」に当たるといふものなどであろう。それに対して、想定できるBの反論は、Bによる対策費用負担は求められない理由として、【資料】通知記載のとおり、環境基本法との整合性などを考慮すると自然由来物質による汚染は、改正前は含まれていなかったため、甲売買契約第10条第2項にいう「土壤汚染」には当たらないといふものなどであろう。

AのBに対する甲土地の汚染対策費用の支払請求が認められるかについては、AとBの各主張を評価することになる。

まず、甲売買契約における合理的意思表示には、土壤汚染対策法の解釈が必要であることを指摘する。次に、甲売買契約時と請求時において、同法の自然由来物質による汚染に関する行政解釈について変化があることを指摘する。さらに、A、Bの主張の妥当性について、①環境基本法との関係、②土壤汚染対策法の趣旨目的、③自然由来物質による土壤汚染を対象とした場合には、Bに過大な負担を課す可能性があるがその妥当性（比例原則）、④（行政解釈の変更を行った）

【資料】通知の法的性質、行政解釈変更の適否及び変更が許されると解する場合の範囲（変更は、汚染土壤搬出規制のみにとどめるか）などの観点から論じることになる。

なお、周知のとおり、現在では、自然由来物質による土壤汚染の場合、対策義務者の負担を限定する対応がされている（平成23年改正土壤汚染対策法施行規則第53条2号ただし書イ、同規則第58条第4項第9号など）。さらに、土壤汚染対策法の一部を改正する法律案が、第193回通常国会において可決、平成29年5月19日に公布されており（平成29年法律第33号。施行期日は、附則第1条参照。）、同改正法は、自然由来の土壤汚染を対象とすることを前提とした定めを置いている。

〔設問2〕は、土壤汚染対策法に基づく対策が適切に行われなかった場合を想定して、同法の簡易代執行に関する仕組みと同法以外の法制度との関係について尋ねている。これにより、本設問における土壤汚染対策の費用負担者が異なることになる。なお、出題文中、Xは、当時の乙土地の所有者Aのほか、駐車場管理会社である場合などが想定できる。

小問(1)については、以下の手続によることとなる。まず、S県知事は、土壤汚染対策法第6条に基づき、要措置区域の指定を行うことになる。次に、土壤汚染を「放置することが著しく公益に反すると認められるとき」、S県知事は、同法第7条第5項に基づいて指示措置を自ら行う（簡易代執行）。なぜなら、乙土地の所有権に争いがあるため、「過失がなくて当該指示を受けるべき者を確知することができず」（同法第7条第5項）、同条第1項に基づいて、所有者等や原因者に汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示することができないからである。

小問(2)については、Cの主張の当否を判断するに当たり、場合分けを行った上で、土壤汚染対策法と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の適用関係を論じ、次に、費用負担に関する土壤汚染対策法の解釈を論じることが求められている。

すなわち、当該廃棄物がQによる土壤汚染の原因となっているかどうかで場合分けし、原因となっていない場合、その限度で、原因者の不明にかかわらず、Cの主張は認められる。なぜなら、この場合、汚染対策費用は、廃棄物処理法が定める原因者負担の原則によることとなるからである。

また、原因となっている場合、第三者（原因者）が不明であれば、Cの主張は認められない。なぜなら、この場合、Cは、土地の所有者として、土壤汚染対策法に基づく対策義務があるからである（後に原因者が判明した場合、Cは、民法または土壤汚染対策法第8条〔類推適用〕に基づいて原因者に求償することができる。）。一方、第三者（原因者）が明らかである場合、Cの主張の当否は、同法第7条第5項にいう「その者の負担において」の解釈によるが、土地所有者等の責任を重視して「その者」が所有者等のみを意味すると解釈した場合（結論において行政解釈と同旨）、Cの主張は、認められない。これに対し、簡易代執行の費用負担においても原因者負担を貫徹するため、「その者」が同法第7条第1項ただし書にいう原因者を含むと解釈する場合、廃棄物を原因とする汚染の限度で、Cの主張が認められる余地がある。ただし、その場合でも、同項ただし書の要件を満たす場合に限られる。

なお、同法第7条は、上記平成29年改正法により、一部改正されていることに注意されたい。

1 出題の趣旨について

公表済みの「出題の趣旨」のとおりである。

2 採点方針

①問題が設定している事実に基づいて、②題意、すなわち、法律上の論点が適切に理解できているか、③その論点について、法律の基礎となっている諸原則や法律の体系的な理解に基づいて、法制度の説明や個々の条文の法解釈を行っているか、④法解釈やその適用が飛躍した説明ではなく、論理的に記述されているか、という点に留意して採点した。したがって、複数の考え方が生じ得る部分については、特定の正解を予定して、それとの整合を判断するのではなく、筋の通った記述がされているかに重点を置いた。

3 採点実感等

〔第1問〕〔第2問〕ともに、解答時間の配分にバランスを欠いたためか、一部の設問について十分に検討できていない答案が少なからず見られた。各問題においては、理解度を問う基本的な設問と思考力を問うやや応用的な設問の双方を採り上げているが、基本的な知識を確実なものとしておけば、応用的な設問の論点や尋ねられている法解釈の背景についても十分考える余裕ができたのではないと思われる。

【第1問について】

(1) 出題の意図に即した答案の存否、多寡

第1問は、他法との関係に関する視点を含めつつ、土壤汚染対策法の解釈・運用について問うものである。

〔設問1〕は、民法と土壤汚染対策法の交錯領域における設問である。ここでは、まず、訴訟上の請求についての理解を求めている。本設問では、問題文から、甲売買契約第10条第2項に基づく請求であることが明らかであり、この点をまず押さえるべきである。したがって、同項に基づく請求とは別に、あるいはこれに加えて瑕疵担保責任を論じる答案は、この点を誤っていることになるが、そうした答案が散見された。次に、本設問では、同項が定める「環境省の指定基準に適合しない土壤汚染」の意義が問題となるから、契約当事者による合理的意思表示解釈によってこれが決まることを述べ、その合理的意思表示解釈を判断するために自然由来の土壤汚染が土壤汚染対策法の対象となるか検討することになる。この点につき、土壤汚染対策法の解釈が甲売買契約の解釈に反映するとの理解が不十分な答案が少なからず見られた。甲売買契約時とAによる対策費用負担請求時において、土壤汚染対策法の行政解釈が変化していることの指摘を読み取ることのできる答案もそれなりにあったものの、その根拠は法律そのものではなく環境省の通知であり、その通知による解釈が意味するところ自体の適否が裁判所の判断に委ねられ

ていることについて明示的に言及する答案は、極めて少なかった。例えば、甲売買契約は土壤汚染対策法の行政解釈変更以前に締結されたものであるという理由だけから、甲売買契約における当事者の合理的意思解釈として自然由来汚染は含まれず、Aの請求は認められないとの答案は、土壤汚染対策法の解釈いかんという問題の所在を理解できているものとは考えられない。同様に、自然由来汚染を対象とするように行政解釈の変更があったという理由だけから、Aの請求が認められるとの答案も、売買当事者間の費用負担に関する合意と行政解釈をつなぐものが欠けているということになる。一方、甲売買契約第10条第1項及び同条第2項の文言からBが負担すべき論拠を丁寧に拾うことができているものについては、高い評価とした。実務においても、問題の表層のみを取り上げて判断することは厳に慎むべきであり、この意味でも設定された問題状況を丁寧に検討すべきである。

また、汚染者負担原則からBの負担とする答案もあったが、自然由来であればBが原因者でないというのは自明で、それがゆえに、自然由来の汚染対策の位置付けが問題となり、原因者でない者に負担をさせることが比例原則に違反しないか問題となり得る（「出題の趣旨」参照）のであるから、このような記述は、環境法の原則の理解が疑われることになるだろう。

なお、「出題の趣旨」に記載したとおり、（本試験実施日後に）平成29年改正土壤汚染対策法が公布されており、同改正法では、自然由来の土壤汚染を同法の対象とすることを前提とする規定が置かれている。

〔設問2〕は、簡易代執行手続の設問により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）との関係や簡易代執行手続において生じる費用負担について問うている。土壤汚染対策法に基づいて簡易代執行が行われた事例は、皆無に近いと言われているが、同法の改正等により、その適用対象が拡大されてきていることなどを考慮すると、潜在的な課題として考えられる。

本設問の事例では、まず、①土壤汚染対策法第6条に基づいて県知事が要措置区域の指定を行うこと、②同法第7条に基づく簡易代執行の要件、義務者、手続について記述することが求められるが、ここまでは、大部分の答案が一応の記述をしていた。もっとも要件の拾い方やその当てはめの丁寧さには少なからず差が出ることもあった。次に、当該廃棄物がQによる土壤汚染の原因となっているか否かの場合分けをすることになるが、この点について、明確に記述している答案は、少なかった。さらに、第三者（原因者）の判明、不明の場合分けを行うが、「出題の趣旨」記載のとおり、結論を分けるか否かについては、同法第7条第5項にいう「その者の負担において」の解釈による。しかしながら、第三者の判明、不明の場合分けを行っている答案は、多かったが、同項の解釈まで踏み込んでいる答案は、少なかった。

なお、汚染者負担原則からS県が負担すべきでないという答案が多かったが、そのような視点自体は良いものの、条文に基づく説明が不足しているものが多く、土壤汚染対策法の条文からどのようにこれを導くことができるか、あるいは導くことができないかを論じているものについては、高い評価

とした。実務においても、法文を離れた解釈の展開は、説得力を持たないということを肝に銘じてほしい。

(2) 出題の意図と実際の解答に差異がある原因として考えられること

前述したところと重複するが、まず問題文をよく読めていないのではないかと思われた。また、法律行為の解釈の在り方、法令と通知の関係等、環境法以前の基礎的な法的事項の理解について疑問を抱かせるようなものも少なくなかった。土壤汚染対策法等の個別の法律やその中の制度の背景にある原則を言葉で説明できるだけでなく、関連する条文に必ず当たるという地道な作業を日頃心掛けているかどうか差が生ずる原因となっていよう。

(3) 各水準の答案のイメージ

「優秀」な答案のイメージは、題意を的確に理解し、設問ごとにバランスよく論述されているものである。例えば、〔設問1〕において、通知の法的性質に言及した上で土壤汚染対策法の解釈を行い、契約の合理的意思解釈を行った答案である。〔設問2〕においては、場合分けにより、費用負担に関する結論を適切に導いている答案である。「良好」な答案のイメージは、各設問が求める論述の一部を欠いてはいるが、主要な論点について筋の通った説明ができているものである。「一応の水準」の答案のイメージは、各設問について、題意をおおむね理解し、一定程度の記述があるものである。「不良」な答案のイメージは、〔設問1〕で瑕疵担保責任のみを論じているなど、題意を適切に捉えていない記述に終始したものである。

解答例

1

〔設問1〕

- 1 AのBに対する甲土地の汚染対策費用の支払請求は認められるか。
- (1) Aとしては、【資料】記載の環境省通知（以下、本件通知）によって、自然由来の有害物質も、自然由来でない有害物質と同様に扱われることになった以上、甲売買契約10条2項にいう「環境省の指定基準に適合しない土壤汚染があった場合」に該当するから、売主であるBは汚染対策費用を負担する義務を負う、と主張することになろう。
- (2) これに対し、Bからは、本件通知による行政解釈の変更があったのは、甲売買契約がなされた平成20年4月1日より後の平成22年3月5日であるから、かかる行政解釈の変更の効力は、甲売買契約には及ばない（遡及しない）との反論がなされるであろう。
- (3) それでは、いかに解すべきか。
- ア 思うに、本問では、甲売買契約10条2項の「環境省の指定基準に適合しない土壤汚染」という契約文言（以下、本件契約文言）の解釈が問題となっているが、そもそも契約の文言解釈は契約当事者の合理的意思表示の問題であるから、契約当時のA Bの意思を、土壤汚染対策法（以下、土対法）や環境基本法（以下、環基法）といった法令に基づいて客観的・合理的に定めていく必要がある。
- イ そうすると、確かに、土対法の究極目的は、人の健康被害の防止にあるから（同法1条）、その目的を達成するためには、本件通知も指摘するように、土中の汚染物質が人為由来であれ、自然由来であれ、対策を講ずるべきことに違いない。
- そうすると、本件契約文言の解釈においても、汚染物質が自由

2

- 来の場合も含まれると解すべきかにも思える。
- ウ しかしながら、環基法は土壤汚染を「人の活動に伴って生ずる……土壤の汚染」と定義付けているから（同法2条3項）、同法の下位法にあたる土対法における土壤汚染の定義も、法の統一的解釈の見地からは、人の活動に伴って生ずるもの（人為由来）に限定されるべきことになる。
- また、自然由来の汚染まで含めることは、土地所有者に過大な負担を課すおそれがある点で比例原則の見地から問題があるのみか、汚染原因者でない者に負担を課することになる点で汚染者（原因者）負担原則（PPP、環基法37条）の考え方にもそぐわない。
- さらに、法律解釈に関する終局的な判断は裁判所に委ねられているから、土壤汚染の定義について本件通知のような行政解釈の変更がなされても、それは終局的な判断ではないことも踏まえる必要がある。
- エ よって、本件契約文言の解釈（A B間の合理的意思表示）としても、自然由来の土壤汚染を含める点については限定的に解すべきであり、特段の事情（例えば、契約後に行政解釈の変更があればそれに従う旨の特記や、本件通知でも指摘されている汚染土壤の搬出・運搬のように汚染が拡大する要素がある契約内容など）がない限り、本件契約文言には、自然由来の土壤汚染までは含まれないと解すべきである。
- (4) 以上より、AのBに対する甲土地の汚染対策費用の支払請求は認められない。

3 〔設問2〕

第1 小問(1)

1 乙土地について、人への健康被害のおそれがある土壤汚染があるにもかかわらず、AもCも何も対策を採らない場合には、S県知事は、土対法に基づき、以下の対策をなしうる。

- (1) まず、同法6条に基づき、要措置区域の指定を行うことになる。
- (2) 次に、土壤汚染を「放置することが著しく公益に反すると認められるとき」には、S県知事は、同法7条10項に基づいて、指示措置を自ら行うこと（簡易代執行）ができる。なぜなら、乙土地の所有権にはA・C間で争いがあるため、「過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず」（同条項前段）、同条1項に基づいて所有者等や原因者に汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示することができないからである。

第2 小問(2)

1 特定有害物質Qによる乙土地の土壤汚染の除去措置に要した費用のうち、第三者が乙土地に不適法に埋めた産業廃棄物（以下、本件産廃）の処理費用分については、負担する理由がないとするCの主張（以下、本件主張）は認められるか。以下、場合を分けて論ずる。

2 本件産廃が土壤汚染の原因となっていた場合

- (1) この場合において、その第三者（原因者）が不明であれば、乙土地の所有者であることが判決で確定したCの本件主張は認められない。なぜなら、この場合、原因者が不明である以上、土対法7条1項但書は適用できず、同条項本文の適用により、乙土地の「所有者等」（同

4 法3条1項参照）であるCが、帰責事由の有無を問わず、対策義務を負うことになるからである（状態責任）。

もっとも、後に原因者が判明した場合には、Cは民法又は土対法8条に基づいて原因者に求償することは可能である。

- (2) 他方、第三者（原因者）が明らかである場合、Cの主張の当否は、同法7条10項にいう「その者の負担において」の解釈によることになるが、土地の「所有者等」の（状態）責任を重視して「その者」が「所有者等」のみを意味すると解釈した場合、Cの本件主張は認められないことになる。

これに対し、簡易代執行の費用負担においても、原因者負担を貫徹するために、「その者」が同法7条1項但書にいう原因者を含むと解釈すれば、本件産廃を原因とする汚染の限度で、Cの主張が認められる余地はある。ただし、その場合でも、同項但書の要件を満たす場合に限られる。

3 本件産廃が土壤汚染の原因となっていない場合

この場合は、原因者が不明であっても、Cの本件主張は認められる。なぜなら、この場合は、汚染対策費用は、廃棄物処理法が定める原因者負担の原則によることとなるからである（同法16条、19条の5第1項1号）。

以 上